

滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業 子ども食堂等緊急支援助成要綱

1 趣旨

コロナ禍や物価高騰の厳しい影響が子どもたちに及ばないよう、子ども食堂等の取組の支援を通じて地域における子どもたちの居場所や地域とのつながりを確保するため、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が子ども食堂等へ助成を行う。

2 目的

この要綱は、県社協が行う子ども食堂等緊急支援助成（以下「当該事業」という。）について必要な事項を定める。

3 助成対象

本事業では、以下の子ども食堂等に対して助成することとする。

- (1) 子ども食堂つながりネットワークSHIGAに加入している県内の子ども食堂
- (2) 社会福祉施設等を活用した子どもの夜の居場所フリースペース
- (3) その他、滋賀県社会福祉協議会会長（以下、「本会会長」という。）が認める子どもたちの居場所活動

4 助成要件

本事業の助成要件は、以下のとおりとする。

- (1) 令和4年度において、地域の子どもの居場所や地域とのつながりを確保するための事業を実施している。
- (2) 令和4年7月から9月末までに3回以上子ども食堂等を開催（活動）すること。
なお、その活動の全てが居場所型である必要はなく、一部が食材配布・食材配達等であってもかまわない。

5 助成内容

上記3かつ4の要件を満たす子ども食堂等に対し、令和4年度の運営に要する経費1か所あたり上限10万円を助成する。

6 助成金の申請

助成金を申請する子ども食堂等は、「実施申請書」（様式1）、「事業計画書」（様式2）および「助成金請求書」（様式3）を添付し、県社協に提出するものとする。

なお、子ども食堂等は、助成金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係

る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

7 助成の決定および入金

子ども食堂等から提出された実施申請書および事業計画書が適正と認められる場合は、本会会長は助成を決定し、その旨を通知するものとする。

また、本会会長は、助成を決定した後、速やかに子ども食堂等が指定した口座に入金するものとする。

子ども食堂等は、この助成金について他の経費と区分し支出し、その支出に要したことがわかる証拠書類については事業完了後5年間保管しなければならない。

8 事業の変更または中止に係る事前承認

子ども食堂等は、事業内容を変更（軽微なものは除く。）または事業を中止する場合には、事前に本会会長の承認を得なければならない。

9 実施報告

子ども食堂等は、事業実施について事業完了後30日以内または令和5年2月15日のいずれか早い日までに、「実施報告書」（様式4）に証拠書類等必要な書類を添付して県社協に報告しなければならない。

また、実施報告時に助成金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

10 助成決定の取り消し

本会会長は、子ども食堂等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、助成金の全額または一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 子ども食堂等から辞退の申し出があったとき
- (2) 子ども食堂等が活動を中止したとき
- (3) 令和4年7月から9月末日までに3回の活動がなされなかったとき
- (4) 子ども食堂等に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき

11 助成金の返還

本会会長は、上記10(1)から(4)に該当するもののほか、子ども食堂等から提出された実施報告において支出額が助成金額を下回ると判断する場合は、子ども食堂等に対し返還額を通知するものとする。

子ども食堂等は、助成額の返還通知があれば速やかに返還に応じるものとする。

また、子ども食堂等は、事業完了後に消費税等の申告によりこの助成金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式5）を本会会長に提出しなければならない。

12 その他

上記1から11に掲げる事項以外で、助成の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は令和4年6月15日から施行する。